

＜地域医療構想調整会議とは＞ ※医療法第30条の14

- ・都道府県が、構想区域等ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者等との協議の場を設置
- ・関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める事項を達成するための方策、その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議

東京都地域医療構想調整会議の設置

○平成27年7月以降、都は構想区域ごとに「意見聴取の場」を開催し、東京都地域医療構想に、地域の関係者の意見を反映した。

○平成28年7月の東京都地域医療構想の策定後は、「意見聴取の場」を引き継ぐ形で「東京都地域医療構想調整会議」を設置

東京都地域医療構想調整会議の概要

1 目的

東京都地域医療構想において掲げたグランドデザインの実現に向け、地域ごとの自主的な取組を推進するため、関係者間の協議を行う

2 構成

医療機関、医師会・病院協会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等医療関係団体、区市町村、医療保険者等

3 座長・副座長

座長は互選、副座長は医療機関と行政より1名ずつ座長が指名

4 運用

議事に応じて、複数の調整会議の合同開催や、議事に応じた開催を行うなど、柔軟に運用

5 その他

会議は原則公開とし、参加者の発言を含め、協議内容等については、後日東京都福祉保健局のホームページに掲載

協議内容と議論の進め方のイメージ

①現状把握

地域の医療の現状(供給)を把握する

②課題抽出

構想で示された将来の医療需要推計や将来の医療の姿も参考に地域の課題を考える

(例)

- ・構想に記載した「取組の方向性」の中で取組が進んでいないものは？
- ・医療連携や情報の共有化は円滑に行われているか？
- ・地域包括ケアを支えるために必要な病床は？
- ・将来に向けて充足すべき医療機能はなにか？

④進捗状況の共有

病床の機能分化・連携や基本目標の達成状況に関する進捗状況を共有する

③解決に向けた検討

抽出した課題の解決に向けた方策や、各医療機関が果たすべき役割を担うための方策を検討する

<各医療機関>

自主的な機能分化・
連携の取組

議論を進めるにあたって

○ 協議にあたっては以下の視点を踏まえる

- 1 構想区域における現状や将来に向けた変化(予測)について地域の関係者間で共有する
- 2 病床機能報告のデータや将来の病床数の必要量を参考に、日頃の診療や業務の中で感じている地域の実情を勘案しながら、将来に向けた医療需要の増加や変化に対し、どのように対応していくか、地域の関係者自身で考える
- 3 東京全体の医療資源を有効に活用するため、構想区域内だけでなく、隣接区域の医療資源の状況等もふまえる
- 4 構想区域内の関係者が、調整会議の議論を参考に、自身が担うべき機能や役割を自主的に検討できるよう、幅広い観点から議論を行う